



福岡医発第 2359 号 (地)

令和 5 年 12 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、令和 5 年 12 月 7 日付け令和 5 年厚生労働省告示第 326 号をもって薬価基準告示の一部が改正され、同年 12 月 8 日から適用されたことに伴い、令和 5 年 12 月 7 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示された旨、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載が予定されております。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 33 品目、注射薬 16 品目及び外用薬 14 品目）が、薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ① タミフルカプセル 75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）
- ② タミフルドライシロップ 3 % 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）
- ③ キュビシン静注用 350mg 及び後発医薬品のダプトマイシン製剤

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 5 年 3 月 3 日付け保医発 0303 第 2 号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり

改正された。

- (1) 添付資料 2 (「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 5 年 12 月 7 日付け保医発 1207 第 5 号、以下「改正通知」という)の[別添 1]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 1 に加え、令和 5 年 12 月 8 日から適用すること。
- (2) 添付資料 2 (「改正通知」)の[別添 2]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 2 に加え、令和 5 年 12 月 8 日から適用すること(別紙 2 に掲載された既収載品目を、診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目としたことによる改正)。
- (3) 添付資料 2 (「改正通知」)の[別添 3]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙 3 に加え、令和 5 年 12 月 8 日から適用すること(今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品を加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」としたことによる改正)。

以上

(添付資料)

1. 官報(令和 5 年 12 月 7 日 号外第 256 号 抜粋)
・厚生労働省告示第 326 号
2. 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
(令和 5 年 12 月 7 日付け 保医発 1207 第 5 号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 令和 5 年 12 月 8 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
(令和 5 年 12 月 8 日付け 医政産情企発 1208 第 5 号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長)

日医発第1627号（保険）
令和 5 年 12 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 5 年 12 月 7 日付け令和 5 年厚生労働省告示第 326 号をもって薬価基準告示の一部が改正され、同年 12 月 8 日から適用されました。

これを受け、令和 5 年 12 月 7 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

併せて、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長より、日本製薬団体連合会に対し、後発医薬品の安定供給に係る対応に関する通知も发出されております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 33 品目、注射薬 16 品目及び外用薬 14 品目）が、薬価基準の別表に第 11 部追補(7)として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ① タミフルカプセル 75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤(カプセル剤及び錠剤)
- ② タミフルドライシロップ 3 %及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）
- ③ キュビシン静注用 350mg 及び後発医薬品のダプトマイシン製剤

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和5年3月3日付け保医発 0303 第2号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和5年12月7日付け保医発 1207 第5号、以下「改正通知」という）の〔別添1〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙1に加え、令和5年12月8日から適用すること。
- (2) 添付資料2（「改正通知」）の〔別添2〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙2に加え、令和5年12月8日から適用すること（別紙2に掲載された既収載品目を、診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目としたことによる改正）。
- (3) 添付資料2（「改正通知」）の〔別添3〕に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙3に加え、令和5年12月8日から適用すること（今回の薬価基準改正により初めて後発医薬品が収載された先発医薬品を加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」としたことによる改正）。

（添付資料）

1. 官報（令和5年12月7日 号外第256号 抜粋）

・厚生労働省告示第326号

2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和5年12月7日付け 保医発 1207 第5号 厚生労働省保険局医療課長）

3. 令和5年12月8日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について

（令和5年12月8日付け 医政産情企発 1208 第5号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

- 4 「事故を生じさせた即電気通信役務の提供元」の欄は、事故の原因となった重大な事故を生じさせた即電気通信役務を提供する事業者名を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第50の 4 (第57条第 3 項関係)

【略】

様式第50の 4 (第57条第 2 項関係)
【同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

○総務省告示第四百八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十八条第二項第一号の規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を次のように定め、令和五年十二月七日から施行する。

なお、平成十六年総務省告示第二四十八号（電気通信事業法施行規則第五十八条第一号イの規定に基づき、総務大臣が電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数の把握が困難であると認めるときに適用する基準を定める件）は、令和五年十二月六日限り廃止する。

令和五年十二月七日

携帯電話の役務、PHSの役務又は利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務の提供の停止にあつては、次に該当するもの

- 一 当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局について、その停止の時間帯に当該基地局の電気通信役務の提供区域に存した利用者の数（その把握が困難であると認められる場合は、原則としてその停止の一週間前の日の同時時間帯に当該区域に存した利用者の数）が三万以上のもの
- 二 一によることが困難であると認められる場合は、当該電気通信役務の提供の停止に係る基地局の数を当該電気通信役務の提供に用いられる全ての基地局の数で除し、当該電気通信役務の提供を受ける全ての利用者の数を乗じた数が三万以上のもの

○厚生労働省告示第三百二十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月八日から適用する。

令和五年十二月七日

厚生労働大臣 武見 敬三
(傍線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表 第1部～第10部 (略)			別表 第1部～第10部 (略) (新設)		
品 名	第11部 追 補 (7)		品 名	第11部 追 補 (7)	
	内	薬 格 単 位	内	薬 格 単 位	薬 価 円
(あ)	アトロピン硫酸塩水和物「ホエイ」原本	1 g	2,452.20		
	アロプリノール錠50mg「NS」	50mg 1 錠	10.10		
	アンナリセンタン錠2.5mg「JG」	2.5mg 1 錠	1,483.30		
(お)	オセルタミビル錠75mg「トーワ」	75mg 1 錠	114.40		
(く)	クエン酸水和物「コザカイ」原本	10 g	14.20		
(さ)	酢酸亜鉛錠25mg「ノーベル」	25mg 1 錠	100.60		
	酢酸亜鉛錠50mg「ノーベル」	50mg 1 錠	157.60		

(せ)		
㊟ セフゾトレン ビボキシル小児用細粒10% [OK]	100mg 1 g	166.30
㊟ セフゾトレン ビボキシル錠100mg [OK]	100mg 1 錠	48.30
(そ)		
ゾニサミド錠25mg T R E [S M P P]	25mg 1 錠	353.20
ゾニサミド錠50mg T R E [S M P P]	50mg 1 錠	529.80
(た)		
ダサチニド錠20mg [B M S H]	20mg 1 錠	1,273.40
ダサチニド錠50mg [B M S H]	50mg 1 錠	3,034.40
(に)		
㊟ 乳糖水和物 [ホエイ]	10 g	17.00
(ふ)		
㊟ フロビペリドン塩酸塩錠20mg [サワイ]	20mg 1 錠	29.10
(へ)		
ヘナリジル塩酸塩錠50mg [T E]	50mg 1 錠	22.30
ヘナリジル塩酸塩錠100mg [T E]	100mg 1 錠	42.50
(ほ)		
ホリミキシンB 硫酸塩錠25万単位 [フアイザー]	25万単位 1 錠	80.00
ホリミキシンB 硫酸塩錠100万単位 [フアイザー]	100万単位 1 錠	241.80
(れ)		
レナリドミドカゾセル2.5mg [F]	2.5mg 1 カゾセル	3,385.90
レナリドミドカゾセル2.5mg [サワイ]	2.5mg 1 カゾセル	3,385.90
レナリドミドカゾセル2.5mg [B M S H]	2.5mg 1 カゾセル	3,385.90
レナリドミドカゾセル5 mg [F]	5 mg 1 カゾセル	4,035.40
レナリドミドカゾセル5 mg [サワイ]	5 mg 1 カゾセル	4,035.40
レナリドミドカゾセル5 mg [B M S H]	5 mg 1 カゾセル	4,035.40
レボカルニチンF F錠100mg [アメル]	100mg 1 錠	39.50
レボカルニチンF F錠250mg [アメル]	250mg 1 錠	100.10
レボカルニチンF F内用液10% [アメル]	10% 1 mL	30.30
レボカルニチンF F内用液10% [トーワ]	10% 1 mL	30.30
レボカルニチンF F内用液10%分包5 mL [アメル]	10% 5 mL 1 包	137.30
レボカルニチンF F内用液10%分包5 mL [トーワ]	10% 5 mL 1 包	137.30
レボカルニチンF F内用液10%分包10mL [アメル]	10% 10mL 1 包	263.30
レボカルニチンF F内用液10%分包10mL [トーワ]	10% 10mL 1 包	263.30
(あ)		
アービタックス注射液500mg	500mg 100mL 1 瓶	166,678

(カ)		カナマイシン硫酸塩注射液 1 g	「明治」	1 g 1 管	320	
(キ)		ゴナールエフ皮下注ペン150	150国際単位0.25mL 1 筒	6,558		
(ク)		ストレプトマイシン硫酸塩注射液 1 g	「明治」	1 g 1 瓶	396	
(ケ)		ダクトマイシン静注用350mg	「ニプロ」	350mg 1 瓶	4,993	
(コ)		メビバカイン塩酸塩注射液0.5%シリシ50mg/10mL	[N P]	0.5%10mL 1 筒	186	
(サ)		メビバカイン塩酸塩注射液 1%シリシ100mg/10mL	[N P]	1%10mL 1 筒	158	
(セ)		メビバカイン塩酸塩注射液 2%シリシ200mg/10mL	[N P]	2%10mL 1 筒	228	
(タ)		メビバカイン塩酸塩注0.5% 「日新」		0.5% 5 mL 1 管	79	
(チ)		メビバカイン塩酸塩注0.5% 「日新」		0.5%10mL 1 管	86	
(テ)		メビバカイン塩酸塩注 1% 「日新」		1% 5 mL 1 管	79	
(ト)		メビバカイン塩酸塩注 1% 「日新」		1%10mL 1 管	86	
(ナ)		メビバカイン塩酸塩注 2% 「日新」		2% 5 mL 1 管	84	
(ニ)		メビバカイン塩酸塩注 2% 「日新」		2%10mL 1 管	98	
(ハ)		ランジオロール塩酸塩点滴静注用50mg	[F]	50mg 1 瓶	1,960	
(ヘ)		ランジオロール塩酸塩点滴静注用150mg	[F]	150mg 1 瓶	5,261	
(ホ)		品名	薬	規格	単位	薬価
(コ)		クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0.5% 「東海」		0.5%10mL		7.00
(シ)		クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液5% 「東海」		5%10mL		21.30
(ス)		ジクアホルンN a 点眼液 3% 「ニットー」		3% 5 mL 1 瓶		187.00
(ソ)		フエントニル1 日用テープ0.84mg	「ユートク」	0.84mg 1 枚		256.70
(タ)		フエントニル1 日用テープ1.7mg	「ユートク」	1.7mg 1 枚		475.70
(チ)		フエントニル1 日用テープ3.4mg	「ユートク」	3.4mg 1 枚		889.90
(テ)		フエントニル1 日用テープ5 mg	「ユートク」	5 mg 1 枚		1,297.90
(ト)		フエントニル1 日用テープ6.7mg	「ユートク」	6.7mg 1 枚		1,637.10
(ナ)		フエントニル3 日用テープ2.1mg	「ユートク」	2.1mg 1 枚		1,104.80
(ニ)		フエントニル3 日用テープ4.2mg	「ユートク」	4.2mg 1 枚		2,133.70
(ハ)		フエントニル3 日用テープ8.4mg	「ユートク」	8.4mg 1 枚		3,694.10
(ヘ)		フエントニル3 日用テープ12.6mg	「ユートク」	12.6mg 1 枚		5,688.80
(ロ)		フエントニル3 日用テープ16.8mg	「ユートク」	16.8mg 1 枚		7,408.70
(ケ)		ペンザルコニウム塩化物消毒液50% 「ヤクハン」		10mL		14.20

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和5年厚生労働省告示第326号をもって改正され、令和5年12月8日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬33品目、注射薬16品目及び外用薬14品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 6 2 0	3, 6 5 5	2, 1 1 4	2 6	1 3, 4 1 5

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日保医発第 29 号）記のⅡの 2 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 6 月 14 日付け保医発 0614 第 1 号）の記の 3 の（4）を削除する。

2 タミフルカプセル 75 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）の保険適用上の取扱いについて

- (1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。
- (2) 本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、「通常、成人及び体重 37.5kg 以上の小児にはオセルタミビルとして 1 回 75mg を 1 日 2 回、5 日間経口投与する。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- (3) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」とされ、また、用法及び用量に関連する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること。症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 14 年 4 月 26 日保医発第 0426002 号）の記のⅡの 1 を次のように改める。

1 タミフルドライシロップ 3 % 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）の保険適用上の取扱いについて

- (1) 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。
- (2) 本製剤の治療に用いる場合の用法及び用量は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。

成人

通常、オセルタミビルとして 1 回 75 mg を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。

小児

通常、オセルタミビルとして以下の 1 回用量を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁

して経口投与する。ただし、1回最高用量はオセルタミビルとして75 mgとする。

幼小児の場合：2 mg/kg（ドライシロップ剤として66.7 mg/kg）

新生児、乳児の場合：3 mg/kg（ドライシロップ剤として100 mg/kg）

- (3) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤はA型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」とされ、また、用法及び用量に関連する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること。症状発現から48時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年9月12日付け保医発 0912 第1号）の記の2の(5)を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和4年12月8日付け保医発 1208 第1号）の記の3の(4)を削除する。

- (5) キュビシン静注用350mg及び後発医薬品のダプトマイシン製剤

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成22年9月24日付け保医発 0924 第1号）の記の2の(3)中「ゴナールエフ皮下注ペン300」を「ゴナールエフ皮下注ペン150及び同皮下注ペン300」に改める。

- (2) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和5年3月3日付け保医発 0303 第2号）を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙2に別添2に掲げる医薬品を、別紙3に別添3に掲げる医薬品を加え、令和5年12月8日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1169015F2030	ゾニサミド	2 5 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠2 5 m g T R E 「S M P P」	住友ファーマプロモ	353. 20
内用薬	1169015F3037	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	ゾニサミドOD錠5 0 m g T R E 「S M P P」	住友ファーマプロモ	529. 80
内用薬	2129011F1043	ペブリジル塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠	ペブリジル塩酸塩錠5 0 m g 「T E」	トーアエイヨー	22. 30
内用薬	2129011F2040	ペブリジル塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1 錠	ペブリジル塩酸塩錠1 0 0 m g 「T E」	トーアエイヨー	42. 50
内用薬	2190031F1058	アンプリセンタン	2 . 5 m g 1 錠	アンプリセンタン錠2 . 5 m g 「J G」	日本ジェネリック	1, 483. 30
内用薬	2590007F2362	プロピペリン塩酸塩	2 0 m g 1 錠	局 プロピペリン塩酸塩錠2 0 m g 「サワイ」	沢井製薬	29
内用薬	3929007F1045	酢酸亜鉛水和物	2 5 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠2 5 m g 「ノーベル」	ダイト	100. 60
内用薬	3929007F2041	酢酸亜鉛水和物	5 0 m g 1 錠	酢酸亜鉛錠5 0 m g 「ノーベル」	ダイト	157. 60
内用薬	3999033F1042	レボカルニチン	1 0 0 m g 1 錠	レボカルニチンF F 錠1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	39. 50
内用薬	3999033F2049	レボカルニチン	2 5 0 m g 1 錠	レボカルニチンF F 錠2 5 0 m g 「アメル」	共和薬品工業	100. 10
内用薬	3999033S1032	レボカルニチン	1 0 % 1 m L	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 「アメル」	共和薬品工業	30. 30
内用薬	3999033S1040	レボカルニチン	1 0 % 1 m L	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 「トーワ」	東和薬品	30. 30
内用薬	3999033S2039	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 分包5 m L 「アメル」	共和薬品工業	137. 30
内用薬	3999033S2047	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 分包5 m L 「トーワ」	東和薬品	137. 30
内用薬	3999033S3035	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 分包1 0 m L 「アメル」	共和薬品工業	263. 30
内用薬	3999033S3043	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包	レボカルニチンF F 内用液1 0 % 分包1 0 m L 「トーワ」	東和薬品	263. 30
内用薬	4291020F1078	ダサチニブ水和物	2 0 m g 1 錠	ダサチニブ錠2 0 m g 「BMS H」	ブリistol・マイヤーズスクイブ販売	1, 273. 40
内用薬	4291020F2074	ダサチニブ水和物	5 0 m g 1 錠	ダサチニブ錠5 0 m g 「BMS H」	ブリistol・マイヤーズスクイブ販売	3, 034. 40
内用薬	4291024M1032	レナリドミド水和物	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「BMS H」	ブリistol・マイヤーズスクイブ販売	4, 035. 40
内用薬	4291024M1040	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「F」	富士製薬工業	4, 035. 40
内用薬	4291024M1059	レナリドミド	5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル5 m g 「サワイ」	沢井製薬	4, 035. 40
内用薬	4291024M2039	レナリドミド水和物	2 . 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2 . 5 m g 「BMS H」	ブリistol・マイヤーズスクイブ販売	3, 385. 90
内用薬	4291024M2047	レナリドミド	2 . 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル2 . 5 m g 「F」	富士製薬工業	3, 385. 90

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	4291024M2055	レナリドミド	2. 5 m g 1 カプセル	レナリドミドカプセル 2. 5 m g 「サワイ」	沢井製薬	3,385.90
内用薬	6250021F1028	オセルタミビルリン酸塩	7 5 m g 1 錠	オセルタミビル錠 7 5 m g 「トーワ」	東和薬品	114.40
注射薬	1214406G1030	メピバカイン塩酸塩	0. 5 % 1 0 m L 1 筒	局 メピバカイン塩酸塩注射液 0. 5 % シリンジ 5 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	186
注射薬	1214406G2037	メピバカイン塩酸塩	1 % 1 0 m L 1 筒	局 メピバカイン塩酸塩注射液 1 % シリンジ 1 0 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	158
注射薬	1214406G3033	メピバカイン塩酸塩	2 % 1 0 m L 1 筒	局 メピバカイン塩酸塩注射液 2 % シリンジ 2 0 0 m g / 1 0 m L 「NP」	ニプロ	228
注射薬	2123404D1041	ランジオロール塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	1,960.00
注射薬	2123404D3036	ランジオロール塩酸塩	1 5 0 m g 1 瓶	ランジオロール塩酸塩点滴静注用 1 5 0 m g 「F」	富士製薬工業	5,261.00
注射薬	6119402D1048	ダブトマイシン	3 5 0 m g 1 瓶	ダブトマイシン静注用 3 5 0 m g 「ニプロ」	ニプロ	4,993.00
外用薬	1319758Q1030	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶	ジクアホソル N a 点眼液 3 % 「ニットー」	東亜薬品	187.00
外用薬	8219700S5085	フェンタニル	2. 1 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 2. 1 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,105
外用薬	8219700S6081	フェンタニル	4. 2 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 4. 2 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	2,134
外用薬	8219700S7088	フェンタニル	8. 4 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 8. 4 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	3,694
外用薬	8219700S8084	フェンタニル	1 2. 6 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 1 2. 6 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	5,689
外用薬	8219700S9080	フェンタニル	1 6. 8 m g 1 枚	フェンタニル 3 日用テープ 1 6. 8 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	7,409
外用薬	8219700T1042	フェンタニル	0. 8 4 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 0. 8 4 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	257
外用薬	8219700T2049	フェンタニル	1. 7 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 1. 7 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	476
外用薬	8219700T3045	フェンタニル	3. 4 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 3. 4 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	890
外用薬	8219700T4041	フェンタニル	5 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 5 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,298
外用薬	8219700T5048	フェンタニル	6. 7 m g 1 枚	フェンタニル 1 日用テープ 6. 7 m g 「ユートク」	祐徳薬品工業	1,637

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	3943001F2396	アロプリノール	5 0 m g 1 錠	局 アロプリノール錠 5 0 m g 「N S」	日新製薬（山形）	10.10

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
※令和5年12月8日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
内用薬	1169015F2022	ゾニサミド	2 5 m g 1 錠	トレリーフOD錠2 5 m g	住友ファーマ	966. 10
内用薬	1169015F3029	ゾニサミド	5 0 m g 1 錠	トレリーフOD錠5 0 m g	住友ファーマ	1, 449. 10
内用薬	2129011F1035	ペブリジル塩酸塩水和物	5 0 m g 1 錠	ペブリコール錠5 0 m g	オルガノン	44. 50
内用薬	2129011F2031	ペブリジル塩酸塩水和物	1 0 0 m g 1 錠	ペブリコール錠1 0 0 m g	オルガノン	84. 80
内用薬	3999033S1024	レボカルニチン	1 0 % 1 m L	エルカルチンF F内用液1 0 %	大塚製薬	56. 70
内用薬	3999033S2020	レボカルニチン	1 0 % 5 m L 1 包	エルカルチンF F内用液1 0 %分包5 m L	大塚製薬	293. 40
内用薬	3999033S3027	レボカルニチン	1 0 % 1 0 m L 1 包	エルカルチンF F内用液1 0 %分包1 0 m L	大塚製薬	562. 60
内用薬	4291024M1024	レナリドミド水和物	5 m g 1 カプセル	レブラミドカプセル5 m g	ブリストル・マイヤーズ スクイブ	8, 085. 30
内用薬	4291024M2020	レナリドミド水和物	2 . 5 m g 1 カプセル	レブラミドカプセル2 . 5 m g	ブリストル・マイヤーズ スクイブ	6, 783. 90
注射薬	2123404D1033	ランジオロール塩酸塩	5 0 m g 1 瓶	オノアクト点滴静注用5 0 m g	小野薬品工業	3, 920. 00
注射薬	2123404D3028	ランジオロール塩酸塩	1 5 0 m g 1 瓶	オノアクト点滴静注用1 5 0 m g	小野薬品工業	10, 522. 00
外用薬	1319758Q1021	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶	ジクアス点眼液3 %	参天製薬	529. 70
外用薬	1319758Q2028	ジクアホソルナトリウム	3 % 5 m L 1 瓶	ジクアスL X点眼液3 %	参天製薬	1, 060. 00

(参考 1)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	局 アトロピン硫酸塩水和物「ホエイ」原末	アトロピン硫酸塩水和物	1 g	2,452.20
2	内用薬	局 アロプリノール錠50mg「NS」	アロプリノール	50mg 1錠	10.10
3	内用薬	アンプリセンタン錠2.5mg「JG」	アンプリセンタン	2.5mg 1錠	1,483.30
4	内用薬	オセルタミビル錠75mg「トロー」	オセルタミビルリン酸塩	75mg 1錠	114.40
5	内用薬	局 クエン酸水和物「コザカイ」原末	クエン酸水和物	10 g	14.20
6	内用薬	酢酸亜鉛錠25mg「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	25mg 1錠	100.60
7	内用薬	酢酸亜鉛錠50mg「ノーベル」	酢酸亜鉛水和物	50mg 1錠	157.60
8	内用薬	局 セフジトレン ビボキシル小児用細粒10%「OK」	セフジトレン ビボキシル	100mg 1 g	166.30
9	内用薬	局 セフジトレン ビボキシル錠100mg「OK」	セフジトレン ビボキシル	100mg 1錠	48.30
10	内用薬	ゾニサミドOD錠25mgTRE「SMPP」	ゾニサミド	25mg 1錠	353.20
11	内用薬	ゾニサミドOD錠50mgTRE「SMPP」	ゾニサミド	50mg 1錠	529.80
12	内用薬	ダサチニブ錠20mg「BMSH」	ダサチニブ水和物	20mg 1錠	1,273.40
13	内用薬	ダサチニブ錠50mg「BMSH」	ダサチニブ水和物	50mg 1錠	3,034.40
14	内用薬	局 乳糖水和物「ホエイ」	乳糖水和物	10 g	17.00
15	内用薬	局 プロピベリン塩酸塩錠20mg「サワイ」	プロピベリン塩酸塩	20mg 1錠	29.10
16	内用薬	ペプリジル塩酸塩錠50mg「TE」	ペプリジル塩酸塩水和物	50mg 1錠	22.30
17	内用薬	ペプリジル塩酸塩錠100mg「TE」	ペプリジル塩酸塩水和物	100mg 1錠	42.50
18	内用薬	ポリミキシンB硫酸塩錠25万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	25万単位 1錠	80.00
19	内用薬	ポリミキシンB硫酸塩錠100万単位「ファイザー」	ポリミキシンB硫酸塩	100万単位 1錠	241.80
20	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「F」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
21	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「サワイ」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
22	内用薬	レナリドミドカプセル2.5mg「BMSH」	レナリドミド水和物	2.5mg 1カプセル	3,385.90
23	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「F」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
24	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「サワイ」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
25	内用薬	レナリドミドカプセル5mg「BMSH」	レナリドミド水和物	5mg 1カプセル	4,035.40
26	内用薬	レボカルニチンFF錠100mg「アメル」	レボカルニチン	100mg 1錠	39.50
27	内用薬	レボカルニチンFF錠250mg「アメル」	レボカルニチン	250mg 1錠	100.10
28	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%「アメル」	レボカルニチン	10% 1mL	30.30
29	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%「トロー」	レボカルニチン	10% 1mL	30.30
30	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%分包5mL「アメル」	レボカルニチン	10% 5mL 1包	137.30
31	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%分包5mL「トロー」	レボカルニチン	10% 5mL 1包	137.30
32	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%分包10mL「アメル」	レボカルニチン	10% 10mL 1包	263.30
33	内用薬	レボカルニチンFF内用液10%分包10mL「トロー」	レボカルニチン	10% 10mL 1包	263.30
34	注射薬	アービタックス注射液500mg	セツキシマブ（遺伝子組換え）	500mg 100mL 1瓶	166,678
35	注射薬	カナマイシン硫酸塩注射液 1 g「明治」	カナマイシン硫酸塩	1 g 1管	320
36	注射薬	ゴナールエフ皮下注ベン150	ホリトロピンアルファ（遺伝子組換え）	150国際単位0.25mL 1筒	6,558
37	注射薬	局 ストレプトマイシン硫酸塩注射用 1 g「明治」	ストレプトマイシン硫酸塩	1 g 1瓶	396
38	注射薬	ダブトマイシン静注用350mg「ニプロ」	ダブトマイシン	350mg 1瓶	4,993
39	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液0.5%シリンジ50mg/10mL「NP」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1筒	186
40	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液 1%シリンジ100mg/10mL「NP」	メビバカイン塩酸塩	1% 10mL 1筒	158
41	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注射液 2%シリンジ200mg/10mL「NP」	メビバカイン塩酸塩	2% 10mL 1筒	228
42	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注0.5%「日新」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 5mL 1管	79
43	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注0.5%「日新」	メビバカイン塩酸塩	0.5% 10mL 1管	86
44	注射薬	局 メビバカイン塩酸塩注 1%「日新」	メビバカイン塩酸塩	1% 5mL 1管	79

N o	薬価基準名		成分名	規格単位	薬価
45	注射薬	局 メピバカイン塩酸塩注１％「日新」	メピバカイン塩酸塩	１％10mL １管	86
46	注射薬	局 メピバカイン塩酸塩注２％「日新」	メピバカイン塩酸塩	２％５mL １管	84
47	注射薬	局 メピバカイン塩酸塩注２％「日新」	メピバカイン塩酸塩	２％10mL １管	98
48	注射薬	ランジオロール塩酸塩点滴静注用50mg「F」	ランジオロール塩酸塩	50mg １瓶	1,960
49	注射薬	ランジオロール塩酸塩点滴静注用150mg「F」	ランジオロール塩酸塩	150mg １瓶	5,261
50	外用薬	クロルヘキシジングルコン酸塩エタノール消毒液0.5％「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩液	0.5％10mL	7
51	外用薬	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液５％「東海」	クロルヘキシジングルコン酸塩液	５％10mL	21
52	外用薬	ジクアホソルNa点眼液３％「ニットー」	ジクアホソルナトリウム	３％５mL １瓶	187
53	外用薬	麻 フェンタニル１日用テープ0.84mg「ユートク」	フェンタニル	0.84mg １枚	257
54	外用薬	麻 フェンタニル１日用テープ1.7mg「ユートク」	フェンタニル	1.7mg １枚	476
55	外用薬	麻 フェンタニル１日用テープ3.4mg「ユートク」	フェンタニル	3.4mg １枚	890
56	外用薬	麻 フェンタニル１日用テープ５mg「ユートク」	フェンタニル	５mg １枚	1,298
57	外用薬	麻 フェンタニル１日用テープ6.7mg「ユートク」	フェンタニル	6.7mg １枚	1,637
58	外用薬	麻 フェンタニル３日用テープ2.1mg「ユートク」	フェンタニル	2.1mg １枚	1,105
59	外用薬	麻 フェンタニル３日用テープ4.2mg「ユートク」	フェンタニル	4.2mg １枚	2,134
60	外用薬	麻 フェンタニル３日用テープ8.4mg「ユートク」	フェンタニル	8.4mg １枚	3,694
61	外用薬	麻 フェンタニル３日用テープ12.6mg「ユートク」	フェンタニル	12.6mg １枚	5,689
62	外用薬	麻 フェンタニル３日用テープ16.8mg「ユートク」	フェンタニル	16.8mg １枚	7,409
63	外用薬	局 ペンザルコニウム塩化物消毒液50％「ヤクハン」	濃ペンザルコニウム塩化物	10mL	14.20

(参考2：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日保医発第29号）の記のⅡの2

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 タミフルカプセル 75 <u>及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（カプセル剤及び錠剤）</u>の保険適用上の取扱いについて (1) (略) (2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法及び用量は</u>、「通常、成人及び体重 37.5 kg以上の小児にはオセルタミビルとして1回 75 mgを1日2回、5日間経口投与する。」<u>とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u> (3) 本製剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において、「<u>本剤はA型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。</u>」<u>とされ、また、用法及び用量に関連する注意において、治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること。症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	2 タミフルカプセル 75 の保険適用上の取扱いについて (1) (略) (2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法・用量は</u>「通常、成人及び体重 37.5 kg以上の小児にはオセルタミビルとして1回 75 mgを1日2回、5日間経口投与する。」<u>とされており、使用に当たっては十分留意すること。</u> (3) 本製剤の<u>使用上の注意に</u>、「<u>A型又はB型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。</u>」旨及び「<u>治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から2日以内に投与を開始すること（症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。）</u>」旨が記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 30 年 6 月 14 日付け保医発 0614 第 1 号）の記の 3 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（削除）</u>	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（4）オセルタミビル DS3%「サワイ」及び同カプセル 75mg「サワイ」</u> <u>① 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症のすべての患者に対しては必須ではないことを踏まえ、患者の状態を十分観察し、本剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できるものであること。</u> <u>② 本製剤の治療に用いる場合の用法・用量は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。</u> <u>ア オセルタミビル DS3%「サワイ」</u> <u>成人</u> <u>通常、オセルタミビルとして 1 回 75 mg を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。</u> <u>小児</u> <u>通常、オセルタミビルとして以下の 1 回用量を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。ただし、1 回最高用量はオセルタミビルとして 75mg とする。</u> <u>幼小児の場合：2 mg/kg（ドライシロップ剤として 66.7mg/kg）</u> <u>新生児、乳児の場合：3 mg/kg（ドライシロップ剤として 100mg/kg）</u> <u>イ オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」</u>

	<u>通常、成人及び体重 37.5kg 以上の小児にはオセルタミビルとして 1 回 75mg を 1 日 2 回、5 日間経口投与する。</u> ③ <u>本製剤の使用上の注意に、「A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。」旨及び「治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること（症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない）。」旨が記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>
--	--

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 14 年 4 月 26 日保医発第 0426002 号）の記のⅡの 1

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 タミフルドライシロップ 3 % 及び後発医薬品のオセルタミビルリン酸塩製剤（ドライシロップ剤）の保険適用上の取扱いについて (1) (略) (2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法及び用量</u>は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。 成人 通常、オセルタミビルとして 1 回 75 mg を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。 小児 通常、オセルタミビルとして以下の 1 回用量を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。ただし、1 回最高用量はオセルタミビルとして 75 mg とする。 幼小児の場合：2 mg/kg（ドライシロップ剤として 66.7 mg/kg） 新生児、乳児の場合：3 mg/kg（ドライシロップ剤として 100 mg/kg） (3) 本製剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において、「<u>本剤は A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。</u>」とされ、また、<u>用法及び用量に関連する注意</u>において、<u>治療に用いる場合は「インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること。症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	1 タミフルドライシロップ 3 % の保険適用上の取扱いについて (1) (略) (2) 本製剤の治療に用いる場合の<u>用法・用量</u>は、次のとおりであり、使用に当たっては十分留意すること。 成人 通常、オセルタミビルとして 1 回 75 mg を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。 小児 通常、オセルタミビルとして以下の 1 回用量を 1 日 2 回、5 日間、用時懸濁して経口投与する。ただし、1 回最高用量はオセルタミビルとして 75 mg とする。 幼小児の場合：2 mg/kg（ドライシロップ剤として 66.7 mg/kg） 新生児、乳児の場合：3 mg/kg（ドライシロップ剤として 100 mg/kg） (3) 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、「<u>A 型又は B 型インフルエンザウイルス感染症以外の感染症には効果がない。</u>」旨及び「<u>治療に用いる場合には、インフルエンザ様症状の発現から 2 日以内に投与を開始すること（症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。）</u>」旨が記載されているので、<u>使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 9 月 12 日付け保医発 0912 第 1 号）の記の 2 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) キュビシン静注用 350mg <u>及び後発医薬品のダプトマイシン製剤</u> 本製剤の <u>効能又は効果に関連する注意において、「本剤は肺炎</u> <u>に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性</u> <u>化される。」とされているので、使用に当たっては十分留意するこ</u> <u>と。</u>	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (5) キュビシン静注用 350mg 本製剤の <u>効能・効果に関連する使用上の注意に「本剤は肺炎に</u> <u>使用しないこと。〔本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化</u> <u>される。〕」と記載されているので、使用に当たっては十分留意す</u> <u>ること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成４年１２月８日付け保医発１２０８第１号）の記の３の（４）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（削除）</u>	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（４） ダプトマイシン静注用 350mg「サワイ」</u> <u>本剤の効能又は効果に関連する注意に「本剤は肺炎に使用しないこと。本剤は肺サーファクタントに結合し、不活性化される。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 9 月 24 日付け保医発 0924 第 1 号）の記の 2 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ゴナールエフ皮下注ペン <u>150 及び同皮下注ペン 300</u> （略）	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） ゴナールエフ皮下注ペン <u>300</u> （略）

医政産情企発 1208 第 5 号
令和 5 年 12 月 8 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

令和 5 年 12 月 8 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 5 年 12 月 8 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしく願います。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 5 年 12 月 8 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を含んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。